

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

吉備中央町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 吉備中央町地域

(1) 現況

本町は岡山県のほぼ中央に位置し、総面積 268.78 km^2 （県全体の約3.8%）は県内で中規模である。南は県都岡山市に接し、その岡山市から吉備高原都市までは車で約1時間、岡山空港からは約30分の距離にある。また、町内に岡山自動車道の賀陽インターチェンジが設置されている。このような町の位置と優れた交通環境、そして町内のはば中央にある吉備高原都市の存在は、本町の大きな特性になっている。

地勢では、岡山県と広島県に広がる吉備高原の東部、標高120～500メートルの高原地帯に位置し、比較的緩やかな地形とやや内陸性で県南部より冷涼な気候となっている。こうした自然環境が農業に適しているため、昔から農業が基幹産業として発達し、今では水稻、高原野菜、果物・花き栽培などで県下有数の産地となっている。

農業従事者については、ニューファーマーの育成、Iターン等による新規就農者が見られるものの、若者層を中心とする人口の都市部への流出及び他産業への移行、農業従事者の高齢化などにより年々減少し、結果として遊休農地や耕作放棄地が増加している状況になっている。

そこで、集落営農組織の育成と法人化、意欲ある担い手への農地利用集積を推進し、収益性の高い経営体の育成、有機栽培米など付加価値の高い米や新規需要米の生産拡大を推進するとともに、ブランド力の強化による「儲かる農業」の実践に努めている。

しかしながら、地域の共同活動によって支えられている農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理の課題としては、農村地域の集落機能の低下により適切な管理が困難となっており、農業者の減少を伴う農地利用集積の推進は、担い手農家等の負担の増加につながるとともに、農業・農村の有する国土保全や水源かん養等の多面的機能の発揮に支障が生じることが懸念される。このため、農業者だけでなく地域住民を含めた多様な主体の参画による保全管理を推進することにより、担い手の負担軽減に加え、多面的機能の適切な維持・発揮の促進を図る必要がある。

また、本町は生産条件の不利な中山間地域に属しているので、土地条件や生産条件に応じた生産技術の開発、農業生産基盤の整備、集落営農組織の育成と法人化、意欲ある担い手への農地利用集積、地域の特性を生かした産地づくり等を推進することにより、耕作放棄地の発生抑制と共に、多面的機能の適切な維持・発揮の促進を図る必要がある。

また、環境問題に対する関心が高まる中で、農業生産全体の在り方について、環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物

多様性保全に積極的に貢献していくため、より高い環境保全に効果をもたらす営農活動を地域でまとまりをもって取り組むことにより、多面的機能の適切な維持・発揮の促進を図る必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

さらに、化学肥料・化学合成農薬の低減に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全といった自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着を目指し、法第3条第3項第3号に掲げる事業の推進により、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画の実施区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。

きる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村地域・・・一部（旧豊野村、旧下竹庄村、旧津賀村、旧円城村、旧新山村、
旧江与味村）

過疎地域・・・町内全域

振興山村地域・・・一部（旧津賀村、旧円城村、旧新山村）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 吉備中央町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

田1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地8度以上15度未満の緩傾斜農用地をすべて対象とする。

2 対象者

認定農業者に準ずる者として吉備中央町長が認定する者とは次のとおりである。

ア 年間農業従事日数が150日以上の基幹的農業従事者を有している経営体

イ 吉備中央町の平均経営規模以上の経営体

ウ 農業所得が百万円以上の経営体

3 その他必要な事項

ア 協定にあらかじめ位置付けられた次の取組を行った場合の協定認定年度から令和6年度までの交付単価について

(1)既荒廃農用地及び自然災害を受けている農用地の復旧

既荒廃農用地及び現に自然災害を受けている農用地の復旧の交付単価は、復旧後の地目単価とする。ただし、対象要件を満たさなくなった場合には、変更後の地目の緩傾斜単価とする。

(2)既荒廃農用地の林地化

既荒廃農用地の林地化の交付単価は、すべて畠の単価(林地化後の単価が林地化前の地目の単価を上回る場合は、林地化前の地目の単価)とする。

(3)限界的農地の林地化

限界的農地の林地化の交付単価は、林地化前の地目単価とする。

(4)土地改良事業等の実施

(ア)協定認定年度以降に採択された事業による場合は、協定認定年度の交付単価とする。

(イ)協定認定年度の前年度以前に採択されている事業による場合は、改善されたほ場で農業生産活動等を行う年度から改善されたほ場の勾配の単価(勾配が区分外となつた場合は、変更後地目の緩傾斜単価)とする。

(5)地目の変更

地目の変更があった場合は、変更後の地目の単価(勾配が区分外となつた場合は、変更後地目の緩傾斜単価)とする。